釧路市アウトソーシング推進指針

平成 18年9月 釧路市

釧路市アウトソーシング推進指針

はじめに

これまでも釧路市は、清掃・警備業務、公共施設の管理業務やごみ収集運搬業務などについて、アウトソーシングを進めてきたところである。

従来の本市のアウトソーシングは、「民間でもやっていることだから、民間に」というような発想で、定型的又は専門的な業務などに対象を限定し、個別にアウトソーシングの検討を進めてきたものである。

しかし、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、より一層の行政運営の効率化と公的 サービスのあり方の見直しが求められる。

<u>今後は、この指針に基づき、行政の担うべき役割を見直しつつ、聖域なき全事務事業</u> の総点検を実施し、アウトソーシングの検討を行うものである。

検討の際には、個々の事務事業の企画・実施・評価のあらゆる場面に切り分けた検討や、個人情報保護法施行によって整備された民間事業者の個人情報保護の体制などを 勘案した行政内部情報の管理のあり方の見直しなどを含めて検討を行うものとする。

「アウトソーシング」:外部資源を調達・活用すること。(outsourcing)

1.アウトソーシング推進の基本的考え方

行財政運営に求められるのは、市民本位の視点に立って、限られた資源の中で、質の 高い行政サービスをより多くより効率的に市民に提供することにある。

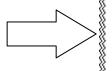
市の財政健全化及び民間事業拡大による経済活性化のため、「民間でできることは民間に」という原則を基本として、低コスト化と高サービス化に向け、聖域を設けずにアウトソーシングを強力に推進するものとする。

【従来】

【今後】

「民間でもやっていることだから、民間に」 「民間でできることは民間に」 「民間でできることは民間に」 「民間でできることは民間に」 「民間でできることは民間に」 聖域なき全事務事業の総点検を実 施して検討 搬業務など) ・民営化

民間委託が中心



- ・民間委託
- ・指定管理者制度
- ・市民活動団体等との協働
- ・PFIなど

(民間には、企業のほか、NPOや は民団体などを広く含む。)

2.アウトソーシングの定義

「アウトソーシング」とは、民間が保有する資源(人材、設備、資金、技術、ノウハウ等)を調達・活用してサービス提供・企画等を行う手法を広く指すものである。

したがって、民間委託のみならず、民営化、指定管理者制度、市民活動団体等との協働、PFIなどが含まれるものである。また、民間には、企業のほか、NPOや住民団体などが広く含まれるものである。

「指定管理者制度」: 公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に行わせる制度。(地方自治法第 244 条の 2)

「PFI」: 公共施設の整備に民間の資金・経営ノウハウ・技術力等を活用する手法。設計・建設から管理・運営までを一体的に民間に任せることで、事業コストの削減やサービスの高質化等が期待できる。(Private Finance Initiative の略)

「NPO」: 民間非営利団体。営利を目的とせずに自発的・継続的に社会貢献・公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、ボランティア団体、市民活動団体等を広く含む。(nonprofit organizationの略)

3.アウトソーシングの検討対象等

行政が自ら担うべき次の事項を除き、アウトソーシングを検討するものとする。

公権力行使(行政処分、税の賦課徴収など)

政策の企画・調整・立案(計画策定、予算編成など)

政策統制・評価(最終的監督、公正性確保の仕組みづくり、成果確認など)

民間の育成・誘導、活性化(補助金交付など)

アウトソーシングの検討に当たっては、行政が自ら担うべき上記の事項を、適正かつ効果的に行うために必要な知識、技能等のノウハウが、行政内部から失われることのないようにしなければならない。

事務事業全般にわたり、アウトソーシング推進の観点からの総点検を実施するものと する。

検討に当たっては、企画と実施の切り分けや、複数の組織にまたがる共通の事務の集 約化、他団体との事務の共同実施、委託期間の複数年度化など様々な手法の可能性の 検証を行うものとする。

「アウトソーシングを検討すべきもの」

<mark>『行政が自ら担うべきもの」を除く</mark> 全事務事業

『行政が自ら担うべきもの』 公権力行使 政策の企画・調整・立案 政策統制・評価 民間の育成・誘導、活性化

<u>民間でできることは民間に</u>

アウトソーシング 推進の観点から 総点検

サービスの質が確保されるか、または向上するか。

経費節減や効率化が期待できるか。 公平性・適正性や守秘義務の担保な ど、当該事務事業に応じた行政責任 が確保されるか。(事前審査・報告義 務付け・監督・命令などの必要性とそ の効果を検討)

法令等に違反しないか。

4.アウトソーシング検討の際の検討基準

アウトソーシングは、次の基準により検討するものとする。

サービスの質が確保されるか、または向上するか。

経費節減や効率化が期待できるか。

公平性・適正性や守秘義務の担保など、当該事務事業に応じた行政責任が確保されるか。(事前審査・報告義務付け・監督・命令などの必要性とその効果を検討) 法令等に違反しないか。

5.アウトソーシングの手法

(1) 民営化

実施主体の民間への移管、または民間の活動に任せて市は撤退するもの。

【留意点】

民間によるサービスの安定供給や、妥当な利用者負担額・コスト水準の確保に留意しながら、検討すること。

需要が高く、受益者負担を求めることが可能なもので、既に同種又は類似のサービスを提供する民間事業者が多いものは、民営化すべき可能性が高い。(採算性や収益性があり、市場原理が働く見込みのあるもの)

民間が公的サービスの実施主体となることについて、法的規制が存在する場合もあることに注意すること。なお、今後の規制緩和等の動向にも注意すること。 行政サービスを民営化する場合には、次のような関与が必要になる場合があるので、状況に応じて十分に検討すること。

- ア 誘導(啓発、後援、顕彰等)
- イ 助成(人的支援、財政的支援等)
- ウ 規制(条例等の制定、協定等による取り決め、監視・指導等)

(2) 民間委託等

行政が担うべきものを外部に委託するもの。

【留意点】

次のような業務については、市職員が自ら行うよりも、民間活力を活用したほうが有効と考えられるため、行政責任の確保を前提として、民間委託を検討すること。

ア【定型的業務】

同種の処理を大量に行う業務で、マニュアル化等により、市が直接行う場合 と同等の成果が得られるもの。

イ【専門的業務】

高度な技術、技能や専門的知識を必要とするもの又は民間分野における技術 革新のスピードが速いもの。

ウ【期間集中業務】

時期的に集中して発生する業務で、常時一定の職員を配置する必要がないもの。

エ【イベント・研修等業務】

民間の企画・構想力、ノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できるもの。

業務委託のほか、人材派遣、性能発注、複数年契約、類似業務の一括委託、関連 業務の包括委託など幅広く検討すること。

また、PFI等の事業手法の導入も視野に入れて検討すること(PFIのメリットの発揮のためには、一定以上の事業規模が必要とされているとともに、PFIの導入には、従来の行政にはないノウハウを必要とすることに留意)。

業務の規模や性質によっては、民間委託化よりも嘱託職員化のほうが有効な場合もあることに留意すること。

現在直営で管理している公の施設については、指定管理者制度の活用についての検証を行い、管理主体を指定管理者にできない場合はその理由を明らかにしなければならないこと。

(3) 市民活動団体等との協働

NPO、ボランティア団体、地域住民団体など自立性のある市民団体と市が、それぞれの主体性と自発性を尊重しながら、お互いの役割と責任を認識しつつ、対等なパートナーシップの下に、相互に連携・協力するもの。

【留意点】

市民活動団体等の活動、実績、能力の把握に努めるとともに、市からも様々な情報提供や支援を行うなど、常に連携・協力を行うことにより、積極的に協働の可能性を検討すること。

市民活動団体等に業務委託を行う場合には、団体が持つ専門性・機動性などの長所を活かすことで、効果的・効率的に市民サービスの向上を図ることを重視し、単なる経費節減のための安価な委託先として捉えるようなことがあってはならないこと。

6.アウトソーシング検討の際の留意事項

アウトソーシングの検討に当たっては、次の事項に留意すること。

【民間の状況把握】

民間の進出状況、技術水準や業務遂行能力などの状況把握に努めること。

【サービス水準の確保・向上】

契約書・協定書・仕様書等において、達成すべき業務の水準をできる限り具体的 に明記するなど、サービス水準の確保・向上を担保すること。

【責任の明確化】

民間と市とそれぞれの責任の範囲を明確にするとともに、市の管理監督等が十分に働くような仕組みを担保すること(事前審査・報告義務付け・監督・命令など)。ただし、過度の干渉により、民間の効率化等の自主的努力を阻害することのないよう留意すること。

【個人情報保護等】

個人情報の保護などのため、守秘義務を課す必要がある場合は、契約等において明確にすること。

【競争性・透明性・公平性の確保】

アウトソーシングの相手方の選定は、競争性・透明性・公正性を損なわないような手法によって行い、固定化や独占などが生じることのないよう留意すること。

【知識・技術等のノウハウの確保・更新等】

行政内部に蓄積すべき知識、技能等のノウハウは、常に維持・継承・更新を図り、市の管理監督等が適正かつ効果的に行われるよう、人材育成にも留意すること。

【組織・定員との整合性の確保】

アウトソーシングにより効率化される事務事業については、合わせて行政組織および事務分掌等の見直しを図る必要があることに留意すること。

【効果の検証と手法見直し】

アウトソーシング後のサービスの質やコストの妥当性などについては、随時検証 し、必要に応じて、アウトソーシング手法や委託料等の見直しを行い、より効果 的なアウトソーシングの推進を図ること。

7.アウトソーシングの取組

この指針に基づき、聖域なく全庁的にアウトソーシングの検討を進め、アウトソーシングの実施計画を策定するものとする。

アウトソーシングは、実施計画に基づき、計画的に取り組むものとする。

アウトソーシングの重点検討事項とその取組手法及び実施時期等については、次のと おりとする。

【庁内電算システム運営管理業務】

- ・ホスト系からサーバ系へのシステム移行の検討と合わせて、段階的な民間委託を 検討する。
- ・平成19年度までに民間委託の対象とする電算システムの精査等を行う。
- ・平成20年度から5~7年程度の期間で段階的に民間委託を進める。

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3 ~
検討		段階的な民	<mark>問委託化</mark>		
	<i>V</i>				/

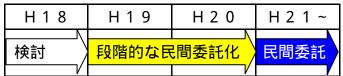
【公立保育園】

- ・市内数箇所の拠点園を定め、拠点園以外は段階的に民間移管する。
- ・平成20年度までに段階的民間移管に向けての基本方針・計画を定める。
- ・平成 21 年度に1 園、平成 22 年度に1 園を民間移管し、平成 23 年度以降は、上記の基本方針・計画により民間移管を進める。
- ・保育士は退職者不補充とする。

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3 ~
検討			段階的な日	民間移管化 民間移管化	
		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			/

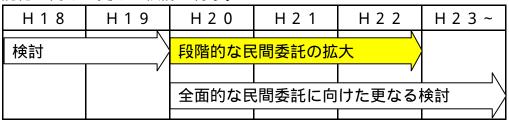
【ごみ収集業務】

- ・既に民間委託済の可・不燃ごみ収集運搬業務に加え、資源物・刈草剪定枝・粗大 ごみ収集業務を民間委託し、全面委託化(ふれあい収集事業、苦情対応・指導業 務を除く)を図る。
- ・平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で、民間の状況及び現業職員の退職動 向等を加味しつつ、段階的に民間委託を進める。



【道路維持補修・除雪業務】

- ・道路維持補修・除雪業務については、既に一部を民間委託しているが、民間委託 を行う業務を更に拡大しつつ、全面委託化に向けた更なる検討を進める。
- ・平成 20 年度から民間委託する道路維持補修業務を拡大し、平成 22 年度からは、 災害・緊急対応以外の道路維持補修・除雪業務を民間委託するとともに、全面委 託化に向けた更なる検討を行う。



【学校給食】

- ・平成 19・20 年度の学校統合に伴う業務体制の整理等に加え、平成 19 年度から平成 25 年度までに、単独調理校から給食センターへの業務移行並びに小学校給食センターと中学校給食センターにおける調理業務等の民間委託を行う。
- ・小学校給食センターについては、平成20年度から計画的に臨時職員化を図りながら、平成25年度から民間委託を行う。



・中学校給食センターについては、平成 19 年度から計画的に臨時職員化を図りながら、平成 23 年度から民間委託を行う。

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H25~
検討	計画的に	<mark>臨時職員(</mark>	<mark>ረ</mark>		民間委託		

・単独調理校については、平成 19 年度から平成 25 年度までの間に計画的に給食センターへの業務移行を行う。

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H25~	
検討	計画的に給食センターへ業務移行							
<u> </u>						<u>/</u>		

【学校用務員】 【学校事務補】

・平成 19・20 年度の学校統合に伴う業務体制の整理に加え、嘱託職員化・臨時職員化も含め、アウトソーシングの手法の検討を行い、その方針に基づき、平成 22 年度からアウトソーシングを順次実施していく。

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3 ~
検討					グを順次実施
			7		/

<u>【生涯学習センター】</u>

・平成 18 年度から指定管理者制度を導入しているが、さらに平成 19 年度から、生涯学習事業、市民学習相談事業、学習情報提供事業及び学習団体支援事業の実施を指定管理者に任せる。

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3 ~
指定管理者	指定管理者	が業務拡大			

【図書館】

・アウトソーシングについて、平成 20 年度からの導入を目途に、指定管理者制度 の活用を含めた検討を進める。

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3 ~
検討		アウトソー	・シング		
	7				7